

(6) レベル3のアスベスト含有建材の適切な処理の推進

勧 告	説明図表番号
<p>建築物に使用されたアスベスト含有成形板などレベル3のアスベスト含有建材(以下「レベル3建材」という。)については、レベル1又はレベル2のアスベスト含有建材に比べ相対的にアスベストの飛散性は低いものの、除去作業時に破碎や切断するなど、その取扱いが不適切な場合、アスベストが飛散するおそれがあることが指摘されている<sup>(注1)</sup>。</p>	
<p>(注1) 「被災地におけるアスベスト大気濃度調査(第13次モニタリング)結果について(平成27年10月16日時点)」(平成27年10月19日平成27年度第1回アスベスト大気濃度調査検討会資料)によると、レベル3建材のみが使用されている作業現場付近で、レベル3建材を破碎・切断したことなどから、アスベスト繊維数濃度10本/Lが検出された事例が報告されている。</p>	表2-(6)-①
<p>このレベル3建材の除去作業に関しては、その作業に従事する労働者のばく露防止を図る観点から、石綿則では、湿潤化等の措置を事業者に義務付けている(石綿則第13条第1項)。一方、レベル3建材はアスベストの飛散性が低いため、大防法には特段の規制が設けられていないものの、環境省の中央環境審議会は、「石綿の飛散防止対策の更なる強化について(中間答申)」において、「レベル3建材を使用した建築物等の解体作業等で石綿が飛散する状況について、実態が明らかにされていないことから、調査事例の収集等によりその実態を明らかにし、検証した上で必要な措置を検討することが適切と考えられる」とし、将来の規制措置の導入を念頭に置いた検討を行うべき旨を指摘している。この指摘を踏まえ、環境省では、平成27年度から、レベル3建材のみを使用した建築物等の解体現場をアスベスト大気濃度調査の対象に追加するなど、レベル3建材からのアスベストの飛散実態を把握する取組に着手している。</p>	表2-(6)-②
<p>また、建築物の解体等工事時におけるレベル3建材の取扱いについて、環境省は、飛散防止対策マニュアルにおいて、その種類と除去作業における留意事項(養生や湿潤化などの方法)を事業者等に対し示している。また、地方公共団体の中には、条例や要綱により、レベル3建材が使用されている建築物の解体等工事を行う際の届出義務を課すなどの規制(以下「レベル3建材規制」という。)を実施しているものもみられる。</p>	表2-(6)-③
<p>今回、39県市において、レベル3建材規制の実施状況、解体等工事におけるレベル3建材の取扱状況を調査したところ、以下のような状況がみられた。</p>	表2-(6)-④
<p>調査した県市のうち12県市では、レベル3建材規制を実施しており、その実施に至った端緒をみると、i) レベル3建材の除去作業に対する住民の関心が高く、問合せ等に適切に対応する必要があったこと(4県市)、ii) レベル3建材を重機で破碎するなど不適切な方法で解体している例があったこと(1県市)などとなっている。</p>	表2-(6)-⑤、⑥
<p>レベル3建材規制の内容としては、下表のとおり、i) 作業実施前の届出(8県市)、ii) 湿潤化など県市が独自に策定した作業実施基準<sup>(注2)</sup>の遵守(12県市)、iii) 立入検査の実施(12県市)などとなっている。</p>	表2-(6)-⑦、⑧

(注2) 12県市が独自に策定した作業実施基準の内容は、いずれも飛散防止対策マニュアル等に沿った内容となっている。

表 県市におけるレベル3建材規制の主な内容

(単位：県市)

主な規制内容	該当県市
作業実施前の届出	8
作業実施基準の遵守	12
アスベストの飛散状況の確認（アスベスト濃度測定等）	9
作業完了後の届出	2
立入検査の実施	12

(注) 当省の調査結果による。

レベル3建材規制を実施している県市では、レベル3建材規制により、i) 事業者への指導が行いやすくなった（3県市）、ii) 住民からの問合せ等に対応でき、不安の払拭につながっている（4県市）などの効果があったとしている一方、大防法による全国一律の規制ではないため、レベル3建材規制を実施していない県市に所在する事業者に対する独自規制の周知に苦慮している（2県市）との意見もみられた。

表2-(6)-⑨

また、作業実施前の届出を義務付けている8県市のうち1県市では、当該届出のあった全ての工事現場に立入検査を行っており、その結果に基づきレベル3建材規制の遵守状況を見ると、養生不完全、散水不足（湿潤化不足）など作業実施基準が遵守されていない事例が発見されている。さらに、届出のあった箇所以外にもレベル3建材が発見された、いわゆる届出漏れの割合が6割前後にも及んでおり（平成25年度は事前届出714件に対し400件（56%）、26年度は事前届出649件に対し407件（63%））、当該県市によると、こうした届出漏れは、事業者の知見不足のため、レベル3建材を的確に把握できていないことに起因しているものが多いとしている<sup>(注3)</sup>。

表2-(6)-⑧（再掲）の(ii)No.3

(注3) 上記1県市以外の7県市においても立入検査を行っているが、指導記録等が作成されていないため、作業実施基準の遵守や届出漏れ状況は把握できなかった。

このような作業実施基準の遵守状況や届出漏れで適切な処理がなされなかった状況を勘案すると、解体等工事においてレベル3建材の取扱いは必ずしも適切に行われているとはいえ、結果として、アスベストの飛散・ばく露のおそれがあったものとみられる。

他方、27県市においては、人員不足や業務量が膨大になること（10県市）などを理由に、条例や要綱によるレベル3建材規制を実施していないことから、解体等工事におけるレベル3建材の取扱状況は明らかになっていない。

表2-(6)-⑩

このため、平成22年4月から27年7月までの間に上記27県市で行われた解体等工事について、新聞情報や県市が把握している情報を基にレベル3建材の把握漏れの事例

表2-(6)-⑪、⑫

や不適切な除去の事例の有無等を調査したところ、i) 事業者による事前調査においてレベル3建材を的確に把握していない例が2件、ii) 事業者がレベル3建材を除去する際に、十分に湿潤化せずに除去していた例が2件みられた。

今回の調査では、解体等工事におけるレベル3建材の除去作業の実態を必ずしも十分に把握できなかったものの、環境省の中央環境審議会が「石綿の飛散防止対策の更なる強化について（中間答申）」で指摘しているとおおり、レベル3建材の除去作業時の取扱い次第では、アスベストの飛散・ばく露のおそれがあり、健康被害の発生も危惧されるため、実態を把握し、対策を講じていくことが必要と考えられる。

#### 【所見】

したがって、環境省は、解体等工事におけるレベル3建材の不適切な除去作業によるアスベストの飛散を防止する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 解体等工事におけるレベル3建材の取扱いの実態を把握し、その結果を踏まえ、レベル3建材の取扱いについて大防法における在り方も含めて検討し、所要の措置を講ずること。
- ② 当面の措置として、飛散防止対策マニュアルにおけるレベル3建材の把握方法や除去作業に関する留意事項について、再度、関係者に周知徹底を図ること。

表2-(6)-① 「被災地におけるアスベスト大気濃度調査（第13次モニタリング）結果について（平成27年10月16日時点）」（平成27年10月19日 平成27年度第1回アスベスト大気濃度調査検討会資料）（抜粋）

○ 環境省では、被災地における復旧復興工事等について、石綿の飛散の有無を確認するため、被災地において重点的に大気中のアスベスト濃度を測定する業務を行っている。平成23～25年度は青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県等の8県で測定を行った。その後、福島県以外の7県から平成25年度末でがれき処理等がおおよそ完了すると報告を受けたために、平成26年度からは福島県での測定を行っている。（略）

○ 地点No. 17⑤（作業現場付近）においては、位相差顕微鏡法により総繊維数濃度が1本/Lを超過したため、偏光顕微鏡法及び電子顕微鏡法による詳細な測定を実施した。

<地点No. 17の詳細測定結果>

地点No.	測定値点No.	測定箇所名称	位相差顕微鏡法	偏光顕微鏡法	電子顕微鏡法
			総繊維数濃度 [本/リットル]	アスベスト 繊維数濃度 [本/リットル]	
17	①	敷地境界	検出下限値以下	/	/
	②	敷地境界			
	③	敷地境界			
	④	敷地境界			
	⑤	作業現場付近	17	10	アモサイト90% クリソタイル1% その他9%

<事実関係>

- ・ 特定建築材料の使用はなく、石綿含有形成板（レベル3）のみ使用されていた。
- ・ 敷地境界（4地点）では、全て総繊維数で検出限界値以下。
- ・ 石綿含有形成板は水で湿潤してから取り外しており、除去作業は、適切に実施されていたと考えられる。その後、取り外した石綿含有形成板をフレコンバックに入れるためにやむを得ない破碎・切断を行った。その際、水による湿潤が十分でなかったことが原因と考えられる。

（注） 下線及び枠囲みは当省が付した。

表2-(6)-② 石綿則におけるレベル3建材の除去作業に関する規定

<p>○ 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）（抜粋） （石綿等の切断等の作業に係る措置）</p> <p>第13条 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる作業（次項及び次条において「石綿等の切断等の作業」という。）に労働者を従事させるときは、石綿等を湿潤な状態のものとしなければならない。ただし、石綿等を湿潤な状態のものとするのが著しく困難なときは、この限りでない。</p> <p>一 石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業</p> <p>二～六（略）</p> <p>2（略）</p>
---

(注) 下線は当省が付した。

表2-(6)-③ 「石綿の飛散防止対策の更なる強化について（中間答申）」（平成25年2月20日付け中環審第704号）（抜粋）

<p>III 各論</p> <p>6. 特定建築材料以外の石綿含有建材を除去するに当たっての石綿飛散防止対策</p> <p>特定建築材料以外の石綿含有建材（以下「レベル3建材」という。）は、特定建築材料に比べ相対的に石綿の飛散は少ないと考えられ、このため、届出義務を課して行政が監督することにより作業基準の遵守を担保する大防法の枠組みには入れられていないが、当該建材の除去等作業時の取扱いが不適切な場合、石綿が飛散する可能性があるとの指摘がある。</p> <p><u>レベル3建材を使用した建築物等の解体作業等で石綿が飛散する状況について、実態が明らかにされていないことから、調査事例の収集等によりその実態を明らかにし、検証した上で必要な措置を検討することが適当と考えられる。</u></p> <p>その際、大防法の枠組みに入れて届出義務の対象とする場合には、レベル3建材の使用された建築物等は件数が極めて多数に上ることから、都道府県等による対応の可能性と一般環境に対する石綿の飛散のリスク、石綿則に基づく事前調査の結果等の活用の可能性等を考慮して、検討する必要がある。</p> <p>また、将来の制度化の可能性も念頭に上記の検討を行うことと並行して、レベル3建材を使用した建築物等を解体する場合は、手作業による丁寧な取りはずしや建材の湿潤化、発生した廃棄物の分別保管など、環境省が現在普及に努めている「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」（以下「石綿飛散防止対策マニュアル」という。）等により行われるよう、知識・技術のさらなる普及を図る必要がある。</p>
---

(注) 下線は当省が付した。

表2-(6)-④ 「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2014.6」(平成26年6月環境省水・大気環境局大気環境課)(抜粋)

### 3.2 用語の定義

#### 3) 「石綿含有吹付け材等」

本章では、「石綿含有吹付け材」及び「保温材等」のことを意味し、法律用語「特定建築材料」と同じ意味である。これ以外の石綿含有成形板等の石綿含有建材を一般にレベル3と称している。

### 3.3 作業の一般的基準

#### 3.3.3 特定建築材料以外の石綿含有成形板除去を行う場合

特定建築材料以外の石綿含有成形板除去等を行う場合の一般的手順と留意事項(推奨基準)は以下のとおりである。

石綿含有成形板等の除去を行う場合は、原則として手ばらしとする。

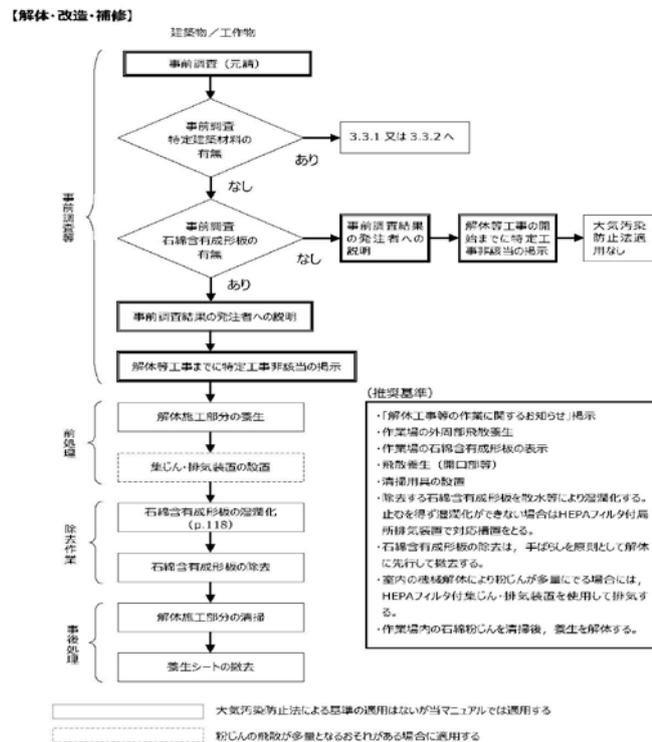


図 3.4 特定建築材料以外の石綿含有成形板除去を行う場合の一般的手順(解体・改造・補修)

### 3.12 特定建築材料以外の石綿含有建材を除去する時の石綿飛散防止対策

大気汚染防止法の特定建築材料ではない石綿含有成形板等についても、程度は少ないと考えられるものの解体/改修時には周辺環境への石綿飛散防止するための、大気汚染防止法、石綿障害予防規則、廃棄物処理法等を遵守する必要がある。(略)

#### 3.12.1 石綿含有成形板を除去する場合

特定建築材料ではないその他の石綿含有成形板は、耐熱性や耐久性が要求される場所で屋根・外壁・内壁・天井・床などの材料として使われている。石綿がセメントやけい酸カルシウム等により固化されているため、通常の使用状態においては、石綿粉じんが飛散することは少ないが、切断や破砕作業により石綿粉じんが飛散する(略)。

散水のうえ、手ばらしで行えば、石綿粉じんの飛散は少なくなる。従って施工者は工事計画を作成するに当たっては周到な注意を払って、建物等の外部や内部の使用材料を事前調査し、その結果に基づき作業計画をたてるのが肝要である。

石綿粉じんの防止対策としては、以下の場合について考慮する必要がある。

- ① 作業環境からみた石綿の発じん防止

② 大気環境への石綿飛散防止対策の基本事項

③ 石綿含有成形板は原則として常時散水する等湿潤化し、手作業にて丁寧に剥がし、破損した石綿含有成形板は丈夫なビニール袋やシートに囲い、小口や劣化部分からの石綿の飛散防止の措置を行う。

④ 石綿を飛散させるおそれのある場合は解体施  
ト等で隙間なく囲む。(略)

(1) (略)

(2) 除去作業における留意事項

4) 除去作業

石綿が飛散しないように手作業によりできるだけ原形のまま取り外す。人が立ち入ることが危険である等手作業で取り外すことが著しく困難な場合は、やむを得ず油圧破碎機や電動丸鋸又はドリル等の機械工具を併用することとなるが、散水やHEPAフィルター付き局所集じん装置を使用する等石綿の飛散防止を図ること。また、呼吸用保護具の区分についても留意する。圧縮破碎作業は可能な限り少なくする。

① 石綿含有成形板（内装）石綿含有けい酸カルシウム板第一種

- ・周辺の養生としては、床養生のほか外部への石綿飛散に留意して開口部をプラスチックシート等により養生する。
- ・湿潤化は、薬液等を使用し、石綿飛散の程度に応じて適量散布する。
- ・除去する石綿含有成形板に付着している機器器具は成形板を損傷しないように丁寧に取り外す。

(略)

- ・石綿含有成形板をバールや鋸等により切断、破碎除去する場合は、湿潤化等石綿飛散防止の措置をすること。取り外した石綿含有成形板は丁寧にプラスチック袋又はシートにより梱包する。

② 石綿含有成形板（外装）石綿含有スレート波板の取外し作業

石綿粉じんの飛散防止として外部足場にパネル、シート等により隙間なく塞ぐ等の措置を講じる。

- ・湿潤化は、粉じん飛散の程度に応じて適量散水散布する。

(略)

③ 石綿含有住宅屋根用化粧スレート等（外装）

外装材の除去に先立ち、後付された外部設備、笠木、桶、金属類、コーナー材等を除去する。施工時と逆の手順で行う。シーリング材等が施工されている場合は、先行して除去する。縦・横目地部のシーリング材をカッター等を用いて切断し、除去する。タイル張り仕上げされている箇所等で分別が困難な場合はできるだけ破損させないで除去するが、やむを得ず切断等を行う場合は、発生する粉じんを高性能真空掃除機で吸引しながら行う。

(略)

④ 石綿含有押出成形セメント板（ECP）取外し作業の留意事項

石綿含有押出成形セメント板の取外しは、原則、他の建材の取外しに先がけて行う。原則として手ばらしとし、やむを得ず油圧式圧碎機により破壊しなければならない場合は、石綿の発じん防止と飛散養生を行う。(略)

⑤ 石綿含有ビニル床タイル

剥がし作業は粉じんの出ないように、バール、ケレン棒、電動ケレン（ペッカー）等で剥がす。

(以下略)

(注) 下線は当省が付した。

表2-(6)-⑤ 県市におけるレベル3建材規制の状況

区 分	調査対象数	レベル3建材規制の有無			
		規制有り		規制無し	
		条例に基づく規制	要綱に基づく規制		
県	16	3	3	0	13
政令市等	23	9	9 (注2)	1 (注2)	14
合計	39	12	12	1	27

(注) 1 当省の調査結果による。

2 大田区は、東京都が定める条例に加え、同区が独自に要綱を定めてレベル3建材規制を実施しているため、「条例に基づく規制」と「要綱に基づく規制」の両方に計上している。

表2-(6)-⑥ レベル3建材規制を実施している主な端緒

主な端緒	県	政令市等
レベル3建材の除去作業に対する住民の関心が高く、条例による規制を設け、問合せ等に適切に対応する必要がある	1 (大阪府)	3 (大田区、さいたま市、川崎市)
レベル3建材を重機で破砕するなど不適切な方法で解体している事業者がみられた	0	1 (横浜市)

(注) 当省の調査結果による。

表2-(6)-⑦ レベル3建材規制を実施している県市の主な規制内容

主な規制内容	県	政令市等
作業実施前の届出	2 (大阪府、兵庫県)	6 (大田区、横浜市、川崎市、大阪市、堺市、神戸市)
作業実施基準の遵守	3 (東京都、大阪府、兵庫県)	9 (さいたま市、千代田区、新宿区、大田区、横浜市、川崎市、大阪市、堺市、神戸市)
アスベストの飛散状況の確認 (アスベスト濃度測定等)	2 (東京都、大阪府)	7 (千代田区、新宿区、大田区、横浜市、川崎市、大阪市、堺市)
作業完了後の届出	0	2 (横浜市、川崎市)
立入検査の実施	3 (東京都、大阪府、兵庫県)	9 (さいたま市、千代田区、新宿区、大田区、横浜市、川崎市、大阪市、堺市、神戸市)

(注) 当省の調査結果による。

表2-(6)-⑧ レベル3建材規制を実施している県市の取組状況

(i) 県の条例によるレベル3建材規制の内容

No.	県市名	概要			
1	東京都	東京都では、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下「東京都条例」という。）により、次表のとおり、作業実施基準やアスベストの飛散状況の監視に関するレベル3建材規制を定めている。 表 東京都条例におけるレベル3建材規制の主な内容			
		<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">作業実施基準に関する規制</td> <td>(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物等の解体等工事の事業者</td> </tr> <tr> <td>(主な規制内容) ○ レベル3建材の除去は、湿潤化した後に行い、破断しない方法で行うこと ○ 工事現場及びその周辺の後片付け及び清掃を実施すること</td> </tr> </table>	作業実施基準に関する規制	(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物等の解体等工事の事業者	(主な規制内容) ○ レベル3建材の除去は、湿潤化した後に行い、破断しない方法で行うこと ○ 工事現場及びその周辺の後片付け及び清掃を実施すること
		作業実施基準に関する規制		(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物等の解体等工事の事業者	
			(主な規制内容) ○ レベル3建材の除去は、湿潤化した後に行い、破断しない方法で行うこと ○ 工事現場及びその周辺の後片付け及び清掃を実施すること		
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">アスベスト飛散状況の監視に関する規制</td> <td>(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物等の解体等工事の事業者</td> </tr> <tr> <td>(主な規制内容) 目視によって粉じんの飛散の状況を監視し、その結果を3年間保存</td> </tr> </table>	アスベスト飛散状況の監視に関する規制	(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物等の解体等工事の事業者	(主な規制内容) 目視によって粉じんの飛散の状況を監視し、その結果を3年間保存		
アスベスト飛散状況の監視に関する規制		(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物等の解体等工事の事業者			
	(主な規制内容) 目視によって粉じんの飛散の状況を監視し、その結果を3年間保存				
立入検査に関する規制	(主な規制内容) 知事は、関係職員に、東京都条例の施行に必要な限度において、立入検査を行わせることができる				
	千代田区	千代田区では、上記の東京都条例に基づき、レベル3建材規制を実施している。			
	新宿区	新宿区では、上記の東京都条例に基づき、レベル3建材規制を実施している。			
	大田区	大田区では、上記の東京都条例に加え、「大田区建築物の解体工事計画の事前周知と紛争予防に関する要綱」（以下「大田区要綱」という。）により、次表のとおり、事前調査結果の届出や近隣関係住民からの問合せ対応に関するレベル3建材規制を定めている。 表 大田区要綱におけるレベル3建材規制の主な内容			
		<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">事前調査結果の届出に関する規制</td> <td>(規制の対象者) 建築物の解体工事（解体する部分の床面積の合計が80㎡以上）の発注者等</td> </tr> <tr> <td>(主な規制内容) 建築リサイクル法に基づく届出等を提出する場合は、レベル3建材を含むアスベスト含有建材の使用状況の有無等の調査結果を記録した特定粉じん（石綿等）事前調査記録書を添付して提出</td> </tr> </table>	事前調査結果の届出に関する規制	(規制の対象者) 建築物の解体工事（解体する部分の床面積の合計が80㎡以上）の発注者等	(主な規制内容) 建築リサイクル法に基づく届出等を提出する場合は、レベル3建材を含むアスベスト含有建材の使用状況の有無等の調査結果を記録した特定粉じん（石綿等）事前調査記録書を添付して提出
事前調査結果の届出に関する規制	(規制の対象者) 建築物の解体工事（解体する部分の床面積の合計が80㎡以上）の発注者等				
	(主な規制内容) 建築リサイクル法に基づく届出等を提出する場合は、レベル3建材を含むアスベスト含有建材の使用状況の有無等の調査結果を記録した特定粉じん（石綿等）事前調査記録書を添付して提出				
		<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">近隣関係住民への周知等に関する規制</td> <td>(規制の対象者) レベル3建材を含むアスベスト含有建材が使用されている建築物の解体工事（解体する部分の床面積の合計が80㎡以上）の発注者等</td> </tr> <tr> <td>(主な規制内容) ○ レベル3建材を含むアスベスト含有建材の使用状況等の調査結果について、掲示するとともに、隣接住民等へ周知 ○ 周知後、速やかに周知方法を記載した石綿等事前周知実施報告書を提出（レベル3建材のみが使用されている場合、解体工事を行う建築物の構造等<sup>(注)</sup>によっては同報告書の提出は省略可能） (注) 解体する部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物であって、建</td> </tr> </table>	近隣関係住民への周知等に関する規制	(規制の対象者) レベル3建材を含むアスベスト含有建材が使用されている建築物の解体工事（解体する部分の床面積の合計が80㎡以上）の発注者等	(主な規制内容) ○ レベル3建材を含むアスベスト含有建材の使用状況等の調査結果について、掲示するとともに、隣接住民等へ周知 ○ 周知後、速やかに周知方法を記載した石綿等事前周知実施報告書を提出（レベル3建材のみが使用されている場合、解体工事を行う建築物の構造等 <sup>(注)</sup> によっては同報告書の提出は省略可能） (注) 解体する部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物であって、建
近隣関係住民への周知等に関する規制	(規制の対象者) レベル3建材を含むアスベスト含有建材が使用されている建築物の解体工事（解体する部分の床面積の合計が80㎡以上）の発注者等				
	(主な規制内容) ○ レベル3建材を含むアスベスト含有建材の使用状況等の調査結果について、掲示するとともに、隣接住民等へ周知 ○ 周知後、速やかに周知方法を記載した石綿等事前周知実施報告書を提出（レベル3建材のみが使用されている場合、解体工事を行う建築物の構造等 <sup>(注)</sup> によっては同報告書の提出は省略可能） (注) 解体する部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物であって、建				

			建築物の階数が3以上のもの、地階（半地階を除く。）を有するもの又は解体する部分の床面積の合計が500㎡以上のものに該当しない建築物														
2	大阪府	<p>大阪府では、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（以下「大阪府条例」という。）により、次表のとおり、事前調査結果の説明や作業実施の届出等に関するレベル3建材規制を定めている。</p> <p>表 大阪府条例におけるレベル3建材規制の主な内容</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">事前調査結果の説明等に関する規制</td> <td>(規制の対象者) 解体等工事の事業者</td> </tr> <tr> <td>(主な規制内容) ○ 解体等工事の発注者に対し、事前調査結果を記載した書面（以下「事前調査書面」という。）を交付、その内容を説明 ○ 解体等工事の着手までに事前調査結果を記載した掲示板を設置 ○ 事前調査書面の写しについて、解体等工事が完了するまでの間、公衆の閲覧に供すとともに、同書面の写しを3年間保存</td> </tr> <tr> <td>(規制の対象者) 解体等工事の発注者</td> </tr> <tr> <td>(主な規制内容) 事前調査書面を3年間保存</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">作業実施の届出に関する規制</td> <td>(規制の対象者) 解体等工事（レベル3建材の使用面積が1,000㎡以上）の発注者</td> </tr> <tr> <td>(主な規制内容) 作業開始の日の14日前までに、石綿排出等作業実施届出書を提出</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">作業実施基準に関する規制</td> <td>(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物等の解体等工事の事業者</td> </tr> <tr> <td>(主な規制内容) ○ 作業を行う建築物の周囲に当該建築物の高さ以上の幕等の設置 ○ 原則手作業により原形のまま除去。やむを得ず機械等で切断する場合はレベル3建材に散水して除去 ○ 除去したレベル3建材を破碎しないこと</td> </tr> <tr> <td>(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物等の解体等工事の事業者</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">敷地境界基準の遵守に関する規制</td> <td>(主な規制内容) 隣地との敷地境界におけるアスベスト濃度(10本/L)を遵守</td> </tr> <tr> <td>(主な規制内容) 知事は、関係職員に、建築物等の解体等に係るアスベストの排出等の規制の実施に必要な限度において、立入検査を行わせることができる</td> </tr> </table>	事前調査結果の説明等に関する規制	(規制の対象者) 解体等工事の事業者	(主な規制内容) ○ 解体等工事の発注者に対し、事前調査結果を記載した書面（以下「事前調査書面」という。）を交付、その内容を説明 ○ 解体等工事の着手までに事前調査結果を記載した掲示板を設置 ○ 事前調査書面の写しについて、解体等工事が完了するまでの間、公衆の閲覧に供すとともに、同書面の写しを3年間保存	(規制の対象者) 解体等工事の発注者	(主な規制内容) 事前調査書面を3年間保存	作業実施の届出に関する規制	(規制の対象者) 解体等工事（レベル3建材の使用面積が1,000㎡以上）の発注者	(主な規制内容) 作業開始の日の14日前までに、石綿排出等作業実施届出書を提出	作業実施基準に関する規制	(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物等の解体等工事の事業者	(主な規制内容) ○ 作業を行う建築物の周囲に当該建築物の高さ以上の幕等の設置 ○ 原則手作業により原形のまま除去。やむを得ず機械等で切断する場合はレベル3建材に散水して除去 ○ 除去したレベル3建材を破碎しないこと	(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物等の解体等工事の事業者	敷地境界基準の遵守に関する規制	(主な規制内容) 隣地との敷地境界におけるアスベスト濃度(10本/L)を遵守	(主な規制内容) 知事は、関係職員に、建築物等の解体等に係るアスベストの排出等の規制の実施に必要な限度において、立入検査を行わせることができる
事前調査結果の説明等に関する規制	(規制の対象者) 解体等工事の事業者																
	(主な規制内容) ○ 解体等工事の発注者に対し、事前調査結果を記載した書面（以下「事前調査書面」という。）を交付、その内容を説明 ○ 解体等工事の着手までに事前調査結果を記載した掲示板を設置 ○ 事前調査書面の写しについて、解体等工事が完了するまでの間、公衆の閲覧に供すとともに、同書面の写しを3年間保存																
	(規制の対象者) 解体等工事の発注者																
	(主な規制内容) 事前調査書面を3年間保存																
作業実施の届出に関する規制	(規制の対象者) 解体等工事（レベル3建材の使用面積が1,000㎡以上）の発注者																
	(主な規制内容) 作業開始の日の14日前までに、石綿排出等作業実施届出書を提出																
作業実施基準に関する規制	(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物等の解体等工事の事業者																
	(主な規制内容) ○ 作業を行う建築物の周囲に当該建築物の高さ以上の幕等の設置 ○ 原則手作業により原形のまま除去。やむを得ず機械等で切断する場合はレベル3建材に散水して除去 ○ 除去したレベル3建材を破碎しないこと																
	(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物等の解体等工事の事業者																
敷地境界基準の遵守に関する規制	(主な規制内容) 隣地との敷地境界におけるアスベスト濃度(10本/L)を遵守																
	(主な規制内容) 知事は、関係職員に、建築物等の解体等に係るアスベストの排出等の規制の実施に必要な限度において、立入検査を行わせることができる																
	大阪市	大阪市では、上記の大阪府条例に基づき、レベル3建材規制を実施している。															
	堺市	堺市では、上記の大阪府条例に基づき、レベル3建材規制を実施している。															

3	兵庫県	<p>兵庫県では、「環境の保全と創造に関する条例」（以下「兵庫県条例」という。）により、下表1のとおり、作業実施の届出や作業実施基準に関するレベル3建材規制を定めている。</p> <p>表1 兵庫県条例におけるレベル3建材規制の主な内容</p> <table border="1" data-bbox="359 324 1423 963"> <tr> <td data-bbox="359 324 667 548">解体等工事実施の届出に関する規制</td> <td data-bbox="667 324 1423 548">           (規制の対象者)            レベル3建材が使用されている建築物（床面積の合計が80㎡以上）の解体工事の事業者            -----            (主な規制内容)            解体等工事開始の日の7日前までに、特定工作物解体等工事実施届出を届出         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 548 667 851">作業実施基準に関する規制</td> <td data-bbox="667 548 1423 851">           (規制の対象者)            レベル3建材が使用されている建築物の解体工事の事業者            -----            (主な規制内容)            ○ 切断又は破碎を行わず、原形のまま手作業により除去。            ただし、作業に著しい支障が生じるときは、散水等の飛散防止措置を講じた上で除去            ○ 除去後、車両等の積み込み時に飛散防止措置を講ずること         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 851 667 963">立入検査に関する規制</td> <td data-bbox="667 851 1423 963">           (主な規制内容)            知事は、関係職員に、公害の防止に必要な限度において、立入検査を行わせることができる         </td> </tr> </table> <p>また、兵庫県では、下表2のとおり、レベル3建材が使用されている解体工事現場に対して立入検査を実施している。</p> <p>表2 兵庫県におけるレベル3建材を対象とした立入検査の実施状況</p> <p style="text-align: right;">(単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="359 1176 1423 1310"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル3建材が使用されている建築物等（床面積の合計が80㎡以上1000㎡未満）の解体工事に係る届出件数</td> <td>484</td> <td>427</td> </tr> <tr> <td>上記届出に基づく立入検査件数</td> <td>197</td> <td>158</td> </tr> </tbody> </table>	解体等工事実施の届出に関する規制	(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物（床面積の合計が80㎡以上）の解体工事の事業者 ----- (主な規制内容) 解体等工事開始の日の7日前までに、特定工作物解体等工事実施届出を届出	作業実施基準に関する規制	(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物の解体工事の事業者 ----- (主な規制内容) ○ 切断又は破碎を行わず、原形のまま手作業により除去。 ただし、作業に著しい支障が生じるときは、散水等の飛散防止措置を講じた上で除去 ○ 除去後、車両等の積み込み時に飛散防止措置を講ずること	立入検査に関する規制	(主な規制内容) 知事は、関係職員に、公害の防止に必要な限度において、立入検査を行わせることができる	区 分	平成25年度	26年度	レベル3建材が使用されている建築物等（床面積の合計が80㎡以上1000㎡未満）の解体工事に係る届出件数	484	427	上記届出に基づく立入検査件数	197	158
解体等工事実施の届出に関する規制	(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物（床面積の合計が80㎡以上）の解体工事の事業者 ----- (主な規制内容) 解体等工事開始の日の7日前までに、特定工作物解体等工事実施届出を届出																
作業実施基準に関する規制	(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物の解体工事の事業者 ----- (主な規制内容) ○ 切断又は破碎を行わず、原形のまま手作業により除去。 ただし、作業に著しい支障が生じるときは、散水等の飛散防止措置を講じた上で除去 ○ 除去後、車両等の積み込み時に飛散防止措置を講ずること																
立入検査に関する規制	(主な規制内容) 知事は、関係職員に、公害の防止に必要な限度において、立入検査を行わせることができる																
区 分	平成25年度	26年度															
レベル3建材が使用されている建築物等（床面積の合計が80㎡以上1000㎡未満）の解体工事に係る届出件数	484	427															
上記届出に基づく立入検査件数	197	158															
	神戸市	<p>神戸市では、上記の兵庫県条例に基づき、レベル3建材規制を実施している。</p> <p>また、神戸市では、下表のとおり、レベル3建材が使用されている解体工事現場に対して立入検査を実施している。</p> <p>表 神戸市におけるレベル3建材を対象とした立入検査の実施状況</p> <p style="text-align: right;">(単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="359 1612 1423 1747"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル3建材が使用されている建築物等（床面積の合計が80㎡以上1000㎡未満）の解体工事に係る届出件数</td> <td>498</td> <td>429</td> </tr> <tr> <td>上記届出に基づく立入検査件数</td> <td>119</td> <td>83</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成25年度	26年度	レベル3建材が使用されている建築物等（床面積の合計が80㎡以上1000㎡未満）の解体工事に係る届出件数	498	429	上記届出に基づく立入検査件数	119	83						
区 分	平成25年度	26年度															
レベル3建材が使用されている建築物等（床面積の合計が80㎡以上1000㎡未満）の解体工事に係る届出件数	498	429															
上記届出に基づく立入検査件数	119	83															

(注) 当省の調査結果による。

(ii) 政令市等の条例によるレベル3建材規制の内容

No.	政令市等名	概 要									
1	さいたま市	<p>さいたま市では、「さいたま市生活環境の保全に関する条例」(以下「さいたま市条例」という。)において、事前調査結果の説明や作業実施基準に関するレベル3建材規制を定めている。</p> <p>表 さいたま市条例におけるレベル3建材規制の主な内容</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">事前調査結果の説明に関する規制</td> <td>(規制の対象者) 解体等工事の事業者</td> </tr> <tr> <td>(主な規制内容) 解体等工事の発注者に対し、解体等工事開始の日まで(解体等工事開始の日から14日以内に作業を開始する場合は、当該作業の開始の14日前まで)に、事前調査結果を説明</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">作業実施基準に関する規制</td> <td>(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物の解体等工事の事業者</td> </tr> <tr> <td>(主な規制内容) ○ レベル3建材の除去は手作業とし、切断、破砕しないで除去。ただし、やむを得ない理由により機械等を使用して切断、破砕する場合は、レベル3建材を散水等により湿潤化して除去 ○ 除去したレベル3建材を切断、破砕しないこと。ただし、やむを得ない理由により除去したレベル3建材を切断、破砕する場合は、必要最小限度の範囲に限り、散水等により湿潤化</td> </tr> <tr> <td>立入検査に関する規制</td> <td>(主な規制内容) 市長は、関係職員に、さいたま市条例の施行に必要な限度において、立入検査を行わせることができる</td> </tr> </table>	事前調査結果の説明に関する規制	(規制の対象者) 解体等工事の事業者	(主な規制内容) 解体等工事の発注者に対し、解体等工事開始の日まで(解体等工事開始の日から14日以内に作業を開始する場合は、当該作業の開始の14日前まで)に、事前調査結果を説明	作業実施基準に関する規制	(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物の解体等工事の事業者	(主な規制内容) ○ レベル3建材の除去は手作業とし、切断、破砕しないで除去。ただし、やむを得ない理由により機械等を使用して切断、破砕する場合は、レベル3建材を散水等により湿潤化して除去 ○ 除去したレベル3建材を切断、破砕しないこと。ただし、やむを得ない理由により除去したレベル3建材を切断、破砕する場合は、必要最小限度の範囲に限り、散水等により湿潤化	立入検査に関する規制	(主な規制内容) 市長は、関係職員に、さいたま市条例の施行に必要な限度において、立入検査を行わせることができる	
事前調査結果の説明に関する規制	(規制の対象者) 解体等工事の事業者										
	(主な規制内容) 解体等工事の発注者に対し、解体等工事開始の日まで(解体等工事開始の日から14日以内に作業を開始する場合は、当該作業の開始の14日前まで)に、事前調査結果を説明										
作業実施基準に関する規制	(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物の解体等工事の事業者										
	(主な規制内容) ○ レベル3建材の除去は手作業とし、切断、破砕しないで除去。ただし、やむを得ない理由により機械等を使用して切断、破砕する場合は、レベル3建材を散水等により湿潤化して除去 ○ 除去したレベル3建材を切断、破砕しないこと。ただし、やむを得ない理由により除去したレベル3建材を切断、破砕する場合は、必要最小限度の範囲に限り、散水等により湿潤化										
立入検査に関する規制	(主な規制内容) 市長は、関係職員に、さいたま市条例の施行に必要な限度において、立入検査を行わせることができる										
2	横浜市	<p>横浜市は、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」(以下「横浜市条例」という。)に基づき、下表1の作業に該当する場合について、下表2のとおり事前調査結果の説明や作業実施基準に関するレベル3建材規制を実施している。</p> <p>表1 横浜市条例でレベル3建材規制の対象となっている作業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>レベル3建材</th> <th>レベル3建材規制の対象となる作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>i) 石綿布</td> <td>石綿布が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業(当該作業の対象となる建築物等の部分に当該建材が使用されている場合に限る。)</td> </tr> <tr> <td>ii) アスベストを含有するセメント建材</td> <td>アスベストを含有するセメント建材が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業(当該作業の対象となる建築物等の部分における当該建材の使用面積の合計が1000㎡以上であるものに限る)</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2 横浜市条例におけるレベル3建材規制の主な内容</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">事前調査結果の説明等に関する規制</td> <td>(規制の対象者) 解体等工事の事業者</td> </tr> <tr> <td>(主な規制内容) ○ 解体等工事の発注者に対し、解体等工事開始の日まで(解体等工事開始の日から7日以内に上表1の作業を開始する場合は、当該作業の開始の7日前まで)に、事前調査結果等を記載した書面を交付し、説明 ○ 事前調査結果を記載した掲示板を公衆の見やすい場所に設置</td> </tr> </table>	レベル3建材	レベル3建材規制の対象となる作業	i) 石綿布	石綿布が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業(当該作業の対象となる建築物等の部分に当該建材が使用されている場合に限る。)	ii) アスベストを含有するセメント建材	アスベストを含有するセメント建材が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業(当該作業の対象となる建築物等の部分における当該建材の使用面積の合計が1000㎡以上であるものに限る)	事前調査結果の説明等に関する規制	(規制の対象者) 解体等工事の事業者	(主な規制内容) ○ 解体等工事の発注者に対し、解体等工事開始の日まで(解体等工事開始の日から7日以内に上表1の作業を開始する場合は、当該作業の開始の7日前まで)に、事前調査結果等を記載した書面を交付し、説明 ○ 事前調査結果を記載した掲示板を公衆の見やすい場所に設置
レベル3建材	レベル3建材規制の対象となる作業										
i) 石綿布	石綿布が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業(当該作業の対象となる建築物等の部分に当該建材が使用されている場合に限る。)										
ii) アスベストを含有するセメント建材	アスベストを含有するセメント建材が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業(当該作業の対象となる建築物等の部分における当該建材の使用面積の合計が1000㎡以上であるものに限る)										
事前調査結果の説明等に関する規制	(規制の対象者) 解体等工事の事業者										
	(主な規制内容) ○ 解体等工事の発注者に対し、解体等工事開始の日まで(解体等工事開始の日から7日以内に上表1の作業を開始する場合は、当該作業の開始の7日前まで)に、事前調査結果等を記載した書面を交付し、説明 ○ 事前調査結果を記載した掲示板を公衆の見やすい場所に設置										

		作業開始時の届出に関する規制	(規制の対象者) 上表1の作業を伴う解体等工事の発注者等						
			(主な規制内容) 作業開始の日の7日前までに、石綿排出作業開始届出書を提出						
		作業実施基準に関する規制	(規制の対象者) 上表1の作業を伴う解体等工事の事業者						
			(主な規制内容) ○ 上表1 i) の作業は、断熱材等の処理に準じた方法で実施 ○ 上表1 ii) の作業は、①作業の対象となる建築物等にシート等で養生を実施、②薬液等により湿潤化して実施、③飛散防止のための適切な工法により作業を実施、④湿潤状態を保ちながら一時保管場所に集積						
		アスベスト濃度測定に関する規制	(規制の対象者) 上表1の作業を伴う解体等工事の事業者						
			(主な規制内容) ○ 上表1 i) の作業の場合、作業期間中に1回以上及び作業終了後に1回測定し、その結果を記録、保存 ○ 上表1 ii) の作業の場合、作業期間中に1回以上測定し、その結果を記録、保存						
		作業完了の説明に関する規制	(規制の対象者) 上表1の作業を伴う解体等工事の事業者						
	(主な規制内容) 作業が完了したときは、解体等工事の発注者等に対し、作業完了時の届出を行う日までに、アスベスト濃度測定の結果等を記載した書面を交付し、説明								
作業完了時の届出に関する規制	(規制の対象者) 上表1の作業を伴う解体等工事の発注者等								
	(主な規制内容) 上表1の作業を完了した日から30日以内に、石綿排出完了届出書を提出								
立入検査に関する規制	(主な規制内容) 市長は、関係職員に、横浜市条例の施行に必要な限度において、立入検査を行わせることができる								
<p>また、横浜市では、下表3のとおり、レベル3建材が使用されている解体工事現場に対して立入検査を実施している。</p> <p>表3 横浜市におけるレベル3建材を対象とした立入検査の実施状況 (単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上表1のレベル3建材が使用されている建築物等の解体等工事に係る届出件数</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>上記届出に基づく立入検査件数</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	平成26年度	上表1のレベル3建材が使用されている建築物等の解体等工事に係る届出件数	13	上記届出に基づく立入検査件数	3
区 分	平成26年度								
上表1のレベル3建材が使用されている建築物等の解体等工事に係る届出件数	13								
上記届出に基づく立入検査件数	3								
3	川崎市	<p>川崎市は、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」(以下「川崎市条例」という。)に基づき、下表1のとおり、事前調査結果の届出や作業実施の届出等に関するレベル3建材規制を実施している。</p> <p>表1 川崎市条例におけるレベル3建材規制の主な内容</p> <table border="1"> <tr> <td>事前調査結果の届出に</td> <td>(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物(床面積の合計が80㎡以上)の解</td> </tr> </table>		事前調査結果の届出に	(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物(床面積の合計が80㎡以上)の解				
事前調査結果の届出に	(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物(床面積の合計が80㎡以上)の解								

関する規制	<p>体工事の事業者 (主な規制内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 作業開始の日の14日前までに、事前調査結果届出書を提出</li> <li>○ 事前調査結果を記録し、3年間保存</li> <li>○ 事前調査結果を記載した掲示板を設置</li> <li>○ 作業の開始前までに、作業に行く区域の境界線から水平距離で20mの範囲内の住民に対して、広告物の配布等を実施</li> </ul>
作業実施の届出に関する規制	<p>(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物（床面積の合計が80㎡以上）で、かつレベル3建材の使用面積の合計が500㎡以上の解体工事の事業者</p> <p>(主な規制内容) 作業開始の日の14日前までに、石綿排出等作業実施届出書を提出</p>
作業実施基準に関する規制	<p>(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物の解体等工事の事業者</p> <p>(主な規制内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原則として手作業により原形のまま除去</li> <li>○ 湿潤化して除去</li> <li>○ 建築物等の周囲に当該建築物等の高さ以上の幕を設置</li> </ul> <p>(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物（床面積の合計が80㎡以上）の解体工事の事業者</p> <p>(主な規制内容) アスベスト飛散防止措置等を記載した掲示板を設置</p>
アスベスト濃度測定に関する規制	<p>(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物の解体等工事の事業者</p> <p>(主な規制内容) 市長が必要と認めたときは、大気中のアスベスト濃度測定を実施</p>
作業完了の報告に関する規制	<p>(規制の対象者) レベル3建材が使用されている建築物（床面積の合計が80㎡以上）で、かつレベル3建材の使用面積の合計が500㎡以上の解体工事の事業者</p> <p>(主な規制内容) 作業完了の日から30日以内に、作業完了届出書を提出</p>
立入検査に関する規制	<p>(主な規制内容) 市長は、関係職員に、川崎市条例の施行に必要な限度において、立入検査を行わせることができる</p>

また、川崎市では、レベル3建材に係る届出のあった全ての工事現場に立入検査を実施しており、その状況は下表2のとおりとなっている。

表2 川崎市におけるレベル3建材を対象とした立入検査の実施状況

(単位：件)

区 分	平成25年度	26年度
レベル3建材規制の対象となる解体工事への立入検査件数	714	649
違反あり現場件数	420	476
レベル3建材に係る届出漏れ	400	407
養生不完全	2	5
散水不足	1	0
手ばらし未実施	1	0
作業のお知らせの掲示違反	79	87
事前調査結果の掲示違反	69	89

	<p>上表2の違反あり現場件数のうち、同件数が最も多い「レベル3建材に係る届出漏れ」について、川崎市は、当該届出漏れにはレベル3建材を的確に把握しないまま解体等工事を着手しようとしている例も含まれており、事業者におけるレベル3建材の種類等の知見不足が主な原因としている。同市は、これらに対し、事業者に対する指導により、事業者によるレベル3建材の見落としを防止し、破砕等の不適切な方法による除去を未然に防止しているとしている。</p>
--	--

(注) 当省の調査結果による。

表2-(6)-⑨ レベル3建材規制の実施による主な効果

主な内容	県	政令市等
条例による基準の明確化により、解体等工事を行う事業者に対する指導が行いやすくなった	2(東京都、兵庫県)	1(川崎市)
事前届出や立入検査を通じて、住民からの問合せ等に適切に対応できるなど、住民の不安の払拭につながっている	1(大阪府)	3(大田区、横浜市、川崎市)

(注) 当省の調査結果による。

表2-(6)-⑩ レベル3建材規制を実施していない主な理由

主な内容	県	政令市等
人員不足や業務量が膨大になる	6(静岡県、愛知県、京都府、岡山県、広島県、福岡県)	4(仙台市、静岡市、浜松市、京都市)
住民からレベル3建材規制の実施の要望がない	0	2(浜松市、広島市)
安衛法等による規制により労基署が対応する	2(愛知県、京都府)	2(静岡市、広島市)

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(6)-⑪ レベル3 建材規制を実施していない県市において、事業者による事前調査でレベル3 建材を的確に把握していなかった事例

No.	発生時期	発生地域	概要
1	平成25年4月	石巻市	<p>石巻労基署は、建築物の解体工事において、事業者から煙突にレベル2のアスベスト含有建材が使用されているとの作業届を受け、立入検査を実施した。</p> <p>その際、同署が建築物の建設当時の施工図面等を確認したところ、工事計画には記載されていない屋外階段部分にレベル3建材である石綿セメント板が使用されていることが新たに判明した。</p>
2	平成25年4月	福岡市	<p>福岡中央労基署に対して、近隣住民から、建築物の解体工事において、アスベスト等が使用されているのではないかと通報があった。</p> <p>事業者の事前調査では当該工事現場におけるアスベストの使用はないと判断されていたが、上記通報を受け同署が立入検査を実施し、間仕切板に使用されていた建材について、石綿含有建材データベースで確認した結果、レベル3建材であるアスベスト含有ケイ酸カルシウム板第1種が使用されていることが新たに判明した。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表2-(6)-⑫ レベル3建材規制を実施していない県市において、事業者がレベル3建材を除去する際に、十分に湿潤化せずに除去していた事例

No.	発生時期	発生地域	概要
1	平成25年6月	新潟市	<p>新潟労基署に対して、駅の高架化工事に従事する作業員から、同駅ホームの屋根部分に使用されているレベル3建材を湿潤化せずに除去している旨の通報があった。</p> <p>このため、同署が立入検査を実施し、事業者にヒアリングをしたところ、通報のとおり、湿潤化せずにレベル3建材を除去していた。</p>
2	平成26年2月	岡山市	<p>岡山市に対して、近隣住民から、駅のホームの屋根に使用されているレベル3建材の除去に際し、囲いがなくホコリが舞っており、駅の利用客もホコリを浴びている旨の通報があった。</p> <p>このため、岡山市と同市から情報提供を受けた岡山労基署が立入検査を実施したところ、既にレベル3建材は除去されていたが、同署は通報の内容から、湿潤化が不十分であったことが原因であるとし、事業者に対し安全衛生指導書を交付し、レベル3建材の除去を行う場合には、十分に湿潤化を行い、ホコリ等が少なくなるように努めるよう指導した。</p>

(注) 当省の調査結果による。